(2020年度適用)

高等学校等就学支援金は、授業料の支援として、次の計算式による算出額の保護者(父母) の合計額で判定し、304,200円未満の世帯に支給されます。

【計算式】市町村民税所得割の課税所得(標準)額×6%-市町村民税の調整控除の額 ※政令指定都市に市民税を納税している場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額

- 支援金対象のご家庭は、下記1または2の支援金額となります
- 算出額が304,200円未満の世帯
  支援金 月額 9,900円(基準額の支給)
- 2. 算出額が154,500円未満の世帯支援金 月額 32,000円(授業料分の支給 基準額+加算分22,100円)
- 本校の高等学校等就学支援金受給者の内訳

(令和2年度1年生4月現在)

	支援金額	授業料負担額	人数	割合
対 象 外	0円	32,000円	1 8	13.5%
1. 基準額の支給	9,900円	22, 100円	4 8	36.1%
2. 授業料分の支給	32,000円	0円	6 7	50.4%
合 計			1 3 3	100.0 %

○ 授業料等軽減事業によって入学金も一部軽減されます

保護者の課税所得(標準)額により算出された額の保護者の合計額(父母を合算)に 応じて入学金の一部軽減が受けられます。(令和2年度は申請中)

令和元年度 **軽減額 24,500円** (令和元年度 1年生63名に適用)

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安 (年収は控除前の収入額)					
	子の人数	1. 基準額の支給	2. 授業料分の支給		
両親のうち 一方が働いて	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約910万円	~約590万円		
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約950万円	~約640万円		
	子 2 人 (大学生・高校生) 扶養控除対象者が 1 人、特定扶養控除対象者が 1 人の場合	~約960万円	~約650万円		
両親共働きの 場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1030万円	~約660万円		
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約1070万円	~約720万円		
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約1090万円	~約740万円		

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。